

今後議論していく項目

【目次】

1. 維持管理について・・・・・・・・・・・・・・・・P2
2. 維持管理活動者への表彰等について・・・・・・・・P4
3. 植生管理における薬剤使用・・・・・・・・P5
4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・P8

1. 維持管理について

●自然再生地の継続的な維持管理を検討していく上での課題について、解決していく必要があります。
 自然再生地は全域が河川区域であるため、河川管理上の支障となる行為を除いては「禁止」等の行為制限をすることはできませんが、自然再生地として整備しているため、一定のルールづくりが必要と考えています。

【これまで確認されている問題や今後懸念される問題の例】

- ・狩猟
- ・サバイバルゲーム
- ・イヌの散歩（フンの放置）
- ・生物の採取
- ・生物の移植
- ・釣り・ボート
- ・サイクリング
- ・現存施設（騒音）・・・など。



サバイバルゲームのBB弾
 (中池：2019.2.1撮影)




イヌのフン
 (中池：2018.5.13撮影)



タケノコ採取後の皮の放置
 (中池：2018.5.13撮影)

【自然再生地に設置した看板】（第26回および第27回維持管理・環境管理専門委員会で検討した結果を反映）

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会からのお願い。
 自然に配慮した利用をお願いします。

 **ゴミは持ち帰りましょう**
 Take your garbage home
 请将垃圾自行带回
 쓰레기는 가지고 돌아가십시오




**危険な行為や他人の迷惑
 になる行為はやめましょう**
 Do not commit dangerous acts
 or bother others
 禁止危险动作以及对他带来麻烦的行为
 위험한 행위나 타인에게 폐가 되는
 행위를 하지 마십시오



野生の動植物の採取はしないで下さい
 Do not remove fauna or flora
 请勿捕捉动物、采摘植物
 동물을 포획하거나 식물을 채취하지 마십시오



総合案内板


 **ゴミは持ち帰りましょう**
 Take your garbage home
 请将垃圾自行带回
 쓰레기는 가지고 돌아가십시오



キャンプや炊飯はしないで下さい
 Do not camp or cook
 请勿露营或者起火做饭
 캠핑이나 요리를 하지 마십시오



**通路から外に出て草地を
 荒らさないで下さい**
 Do not leave the path or damage the grass
 请勿走出通道・破坏草地
 통로를 벗어나 초지를 훼손하지 마십시오

 **柵を越えて池に近づかないで下さい**
 Do not approach the pond
 beyond the fence
 请勿翻越栅栏・靠近水池
 울타리를 넘어 연못에 접근하지 마십시오



野生の動植物の採取はしないで下さい
 Do not remove fauna or flora
 请勿捕捉动物、采摘植物
 동물을 포획하거나 식물을 채취하지 마십시오



**危険な行為や他人の迷惑
 になる行為はやめましょう**
 Do not commit dangerous acts
 or bother others
 禁止危险动作以及对他带来麻烦的行为
 위험한 행위나 타인에게 폐가 되는
 행위를 하지 마십시오



中池案内板

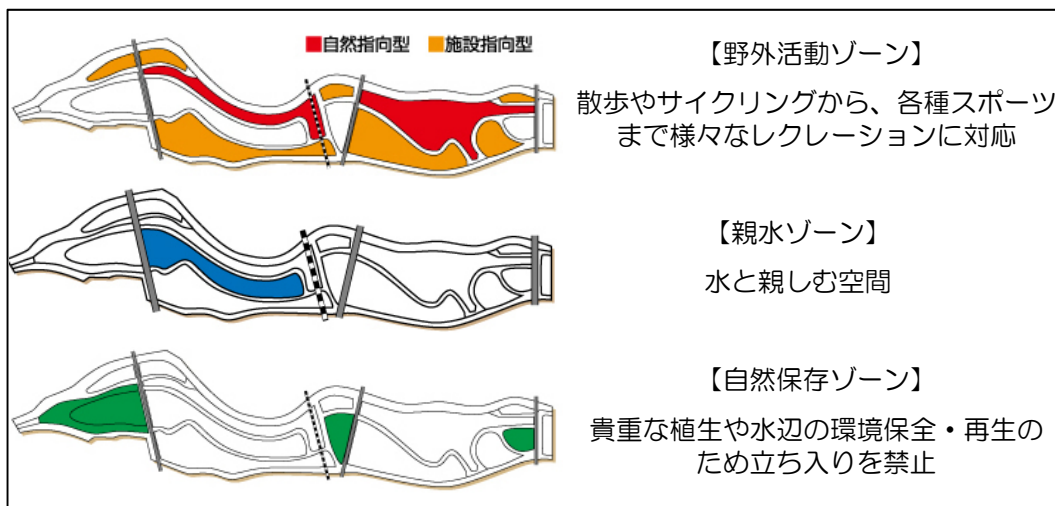
1. 維持管理について

【利活用についての他事例】（三ツ又沼ビオトープ）

- ★観察路(木道)からおりにで観察しましょう。
- ★動物、植物はみるだけ。とらないでください。
- ★魚をとったり、放したりしないでください。
- ★まわりの農地、農道、ゴルフ場には入らないように。
- ★ゴミは自分で持ち帰ってください。
- ★火は危険なので使わないでください。
- ★私たちはこわがりなので、ペットはつれてこないでください。
- ★車は専用の駐車場にとめてください。

リーフレット表

【ゾーニングの例・調節池の例】（荒川第一調節池）



- 【注意してください】
- ごみは各自持ち帰りましょう。
 - スピーカーや情報表示版による情報にご注意ください。
 - 台風や大雨のとき、川が増水すると立ち入りできないときもあります。
 - 水辺でのお子様の一人遊びはたいへん危険ですので、必ず保護者の方が付きそってください。
 - 水辺付近はすべりやすくなっているところもありますのでご注意ください。
- 【禁止されています】
- さかな釣り
 - 遊泳
 - ゴルフの練習
 - 水質を悪くするもの（海の水を汚す行為）
 - 油などの流出が心配されるもの
 - 騒音を出すもの
 - スピードが出るもの
 - 他の利用者に迷惑となるもの
 - 駐車場以外への車・オートバイの乗り入れ
 - モーターボート、ジェットスキー
 - 指定された場所（バーベキューエリア）以外でのバーベキュー等の炊事



2. 維持管理活動者への表彰等について

●第35回維持管理・環境管理専門委員会（H31年3月4日）において、下記の報告がありました。

『維持管理作業の実施を希望する企業があり、活動の証として表彰状の様なものを頂けると嬉しいとのことである。』

⇒ 表彰は、企業等にとって、地域貢献としての維持管理作業への参加動機にもなり、整備後の維持管理体制の構築に向けたツールであると考えられます。

●表彰の方法（案）

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会として、協議会長名で「表彰状」を授与する。

- 表彰の方法等を具体的に定めた規程を設け、協議会において表彰対象を決める。
- 表彰は、年度毎に活動した団体等に対して、協議会で審議して行う。
- 表彰を行っていく時期は、2020年度以降を予定。

3. 植生管理における薬剤使用

●目的

- 中池は今後の活動の拠点であることから、管理用通路沿いのクズの繁茂を抑制することが必要です。
- クズの除去は非常に労力がかかることから、維持管理作業の省力化に向けた薬剤使用の可能性について検討します。



中池管理用通路上に伸びるクズ
(2018年10月13日撮影)



クズの根の掘り出し作業（所要時間約30分）
(2019年4月17日撮影)

3. 植生管理における薬剤使用

■ 除草剤の種類 例)クズ

分類	株頭処理(人力作業)タイプ		全面散布(機械作業)タイプ
区分	①滴下型	②挿入型	③散布型
除草成分	MDBA液剤	イマザピル含浸	メスルフロンメチル水和剤
使用方法	株頭に薬剤(液体)を滴下する	除草剤のついた木針をクズの株頭に打ち込む	水で希釈後に噴霧器で前面に散布する
使用適期	4～11月	年中使用可	5～11月
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 全面散布型よりも施工性は劣る 周囲にある植物は枯らさない 施工時期が限られる 	<ul style="list-style-type: none"> 全面散布型よりも施工性は劣る 周囲にある植物は枯らさない 施工時期は問わない 	<ul style="list-style-type: none"> 施工性は優れる 周囲にある植物を枯らす 施工時期が限られる
評価	○	◎	×

出典：「緑化法面に侵入したクズの駆除試験 田中涼ら 日緑工誌 34(1) 215-218, (2008)」を基に作成

3. 植生管理における薬剤使用

<参考1> 滴下型、挿入型、散布型の3区分の除草剤を用いた堤防法面侵入クズの駆除試験

<試験目的> 急傾斜切土法面において、クズを制御・駆除する技術手法を確立するために、3種類の除草剤とその最適な使用方法を検討する。

<試験区> a)株頭処理タイプ-滴下型、b)株頭処理タイプ-挿入型、c)全面散布タイプ-5月型、d)全面散布タイプ-5・9月型、e)全面散布タイプ-9月型

表 試験地の現場条件

所在地	岐阜県瑞浪市	
施工地標高	約430m	
緑化工事内容		
方位	北向き	
勾配	1 : 0.5(63度程度)	
施工時期	1996年～1997年	
緑化基礎工	連続繊維補強土工 t=20cm	
植生工(播種)	植生基材吹付工 t=3cm (総発生期待本数: 1500本/m ²)	
外来草本	ジェーングラス, ハードフェスク, コスモス, シキミソウ, カスミソウ, マツカサギク	
草花	オオテンニンギク, ハルシャギク, カワラナデシコ オオキンケイギク, カリフォルニアポピー,	
植生工(植栽)	ヤマブキ, ヤマトツジ, アセビ (密度0.5本/m ²)	

<結果>

- 全面散布タイプ-5月は2007年7月にはクズの再生が確認。全面散布タイプの除草剤は主に葉から吸収されるため、葉が展開していない5月の散布で効果が低いと考察
- 全面散布タイプ-5・9月、全面散布タイプ-9月は2008年5月でクズの再生は確認されておらず植覆率0%。全面散布タイプの場合、葉が十分に展開でき、貯蔵根に養分を蓄えられる8～9月の使用が効果的
- 滴下型は2008年5月には5カ所の新芽が出た株頭が確認され植覆率も3%程度。一方で挿入型は2008年5月の調査でも新芽の発生が確認されず植覆率0%。
- 対策を行った試験区はいずれもクズの植覆率を低減させ、ほぼ駆除が完了したと判断された。
- 同じ除草剤を使用しても除草時期やクズの生育特性によって効果が十分に発揮できない場合もあった。
- 株頭処理タイプは複数回の施用と駆除確認を繰り返すことが効果的である。

表-3 クズの植覆率 (%) の推移

	2007年						2008年
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	5月
a):株頭処理タイプ-滴下型	5	1	3	1	0	0	1
b):株頭処理タイプ-挿入型	5	1	3	1	0	0	0
c):全面散布タイプ-5月	15	10	30	30	40	40	5
d):全面散布タイプ-5・9月	15	10	30	30	40	0	0
e):全面散布タイプ-9月	15	70	100	100	100	0	0
f):対照区	5	50	80	100	100	100	10

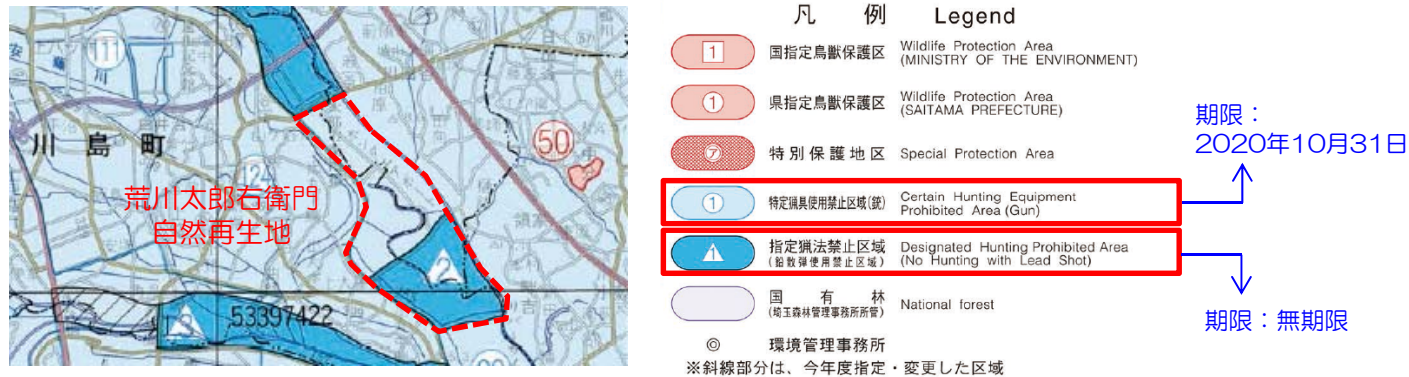
出典：緑化法面に侵入したクズの駆除試験 田中涼ら 日緑工誌 34(1) 215-218, (2008)

■ : 除草剤施用月

4. その他

●本自然再生地では、場所により「銃による狩猟」または「鉛散弾を使った猟銃の使用」が禁止されています。
 しかし、鳥獣保護区ではないため、狩猟は禁止されていません。
 ⇒ 今後、協議会として保安全管理していく上で、狩猟等の制限について、検討していく必要があります。

【太郎右衛門自然再生地および周辺の鳥獣保護区等設定状況（平成30年度）】



◆『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』により、指定された区域の狩猟等が制限されています。

区域 (国または都道府県が指定)	内容	本自然再生地 への該当	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため必要があると認められる地域に指定され、 <u>原則狩猟が禁止。</u>	—	20年以内 ただし、更新可。埼玉県では存続期間を10年とし、10年ごとに更新。
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域が指定され、 <u>工作物の新築、水面の埋立・干拓、木竹の伐採に許可が必要。</u>	—	鳥獣保護区の 存続期間の範囲内
特定猟具使用禁止区域	鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため指定され、 <u>埼玉県では、銃による狩猟が禁止。</u>	一部該当	法令上は規定なし。埼玉県では、2017年度以降に期間満了する区域は順次10年以上が無期限に更新している。
指定猟法禁止区域	鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法を禁止する区域を指定し、 <u>埼玉県では、水鳥の鉛中毒を防ぐため「鉛散弾」を使った猟銃の使用が禁止。</u>	一部該当	法令上は規定なし。埼玉県では、無期限としている。

◆『自然再生推進法』では以下の記述があります。

< 第 四 条 > 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。

< 第十二条 > 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自然再生事業実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。